

下関市地域猫活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の認知と合意の下、特定の飼い主のいない猫を、給餌給水の実施やふん尿の管理方法、不妊去勢手術の実施、個体識別を可能とする措置の実施などに関する地域で定めたルールに基づき、地域住民などが適正に管理することにより、それら猫（以下「地域猫」という。）の一代限りの命を全うさせつつ、将来的に飼い主のいない猫をなくしていく活動（以下「地域猫活動」という。）に対する支援について必要な事項を定め、動物を愛護する気風の招来を図るとともに、猫による生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と猫が共生できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有の意思のある特定の者の管理下にある猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 一定の地域に住みついている飼い主のいない猫をいう。
- (3) 地域猫活動団体 複数の地域住民（同一世帯不可）らで構成される地域猫活動を行う団体
- (4) 手術 卵巣のみ若しくは卵巣及び子宮又は精巣を摘出する不妊去勢手術をいう。

(地域猫活動団体の活動内容)

第3条 地域猫活動団体の主な活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域猫活動の周知及び浸透に関する事項
- (2) 地域猫活動に関する合意形成に関する事項
- (3) 管理する地域猫の適正な管理及び苦情処理に関する事項
- (4) 管理する地域猫の手術のための保護に関する事項
- (5) 地域猫の新たな所有者を探す活動に関する事項
- (6) 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発に関する事項

(地域猫活動団体への支援)

第4条 下関市は、地域猫活動団体に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 地域猫活動を行う地域における理解・合意形成やルール作成に係る助言や指導を行うこと。
- (2) 地域猫活動に係る啓発資料の提供及び説明
- (3) 地域猫の手術費用の助成
- (4) その他、市長が必要と認める事項

2 地域猫活動団体の管理する地域猫が、全て死亡又は行方がわからなくなったり、譲渡等で管理する必要がなくなり団体が活動を取りやめたとき、又は第3条に規定する活動内容が適切に行われていないと市長が判断したときは、前項の支援は行わないも

のとする。

(地域猫活動団体の届出)

第5条 地域猫活動団体は、地域猫活動を行おうとするときは、連名で次の書類を市長に届け出るものとする。この場合において、地域猫を10頭未満管理する場合にあっては2名以上、10頭以上管理する場合にあっては3名以上の連名とし、いずれも活動地域の自治会又は学区内に居住し、実際に猫の管理が可能な世帯の異なる住民が10頭未満の場合は2名、10頭以上の場合は3名含むものとする。

- (1) 地域猫活動届出書（様式第1号）
- (2) 管理する飼い主のいない猫の一覧（様式第2号）
- (3) 活動者が4人以上いる場合の名簿（様式第3号）
- (4) 地域猫活動承諾書（様式第4号）
- (5) 付近の見取図（様式第5号）
- (6) 餌場・トイレの設置場所等の図面（様式第6号）

(届出の受理)

第6条 市長は、前条の届出があったときは、記載事項について書類審査及び現地調査等を行い、次の要件が満たされていることを確認の上、届出を受理する。ただし、要件が全て満たされていない場合であっても、猫の管理上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 管理する飼い主のいない猫について、あと片付け等を通じた給餌給水の適切な実施及びトイレの設置等を通じたふん尿の適切な管理が図られていること。
- (2) 管理者の氏名、活動内容、管理している猫の写真等が、自治会の会合や回覧で周知されており、地域住民の理解、自治会等の承諾が得られていること。
- (3) 飼い猫について、室内飼養、手術の実施、所有者の明示並びに終生飼養についての普及及び啓発が地域においてなされていること。
- (4) 猫の生息状況の把握がなされていること。

(活動状況の記録)

第7条 届出を受理された地域猫活動団体は、地域猫の状況、活動経過、苦情の対応状況等を活動記録（様式第7号）に記録するものとする。

(報告)

第8条 地域猫活動団体は、毎年度末に地域猫活動報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(必要な調査等)

第9条 市長は、地域猫の管理状況等の調査や、地域猫活動団体その他関係者からの情報収集等を必要に応じて行うことができる。

2 地域猫活動団体その他関係者は、市長の求めに応じて調査等に協力するものとする。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和3年 4月1日から施行する。